

長野工業高等専門学校第三者評価対応委員会規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、本校第三者評価対応委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学改革支援・学位授与機構等が実施する認証評価の受審に関すること。
- 二 大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科における教育の実施状況等の審査に関すること。
- 三 日本技術者教育認定機構（J A B E E）の受審に関すること。
- 四 その他第三者評価の受審に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務主事
 - 二 各系及びリベラルアーツ教育院教員 各1名
 - 三 校長が必要と認める者 若干名
 - 四 総務課長及び学生課長
- 2 前項第三号に規定する委員は、校長が指名する。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、第1項第二号及び第三号に規定する職員の中から、委員長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の招集等)

第5条 委員会に委員長を置き、総務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。(内部組織規則の改定関係(第1条), 副校長の職務変更(第3条))

附 則

この規則は、平成28年5月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。